

○農林水産省告示第四百三十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
広島県広島市	平成二十九年四月一日
長野県高森町	平成二十九年七月一日
岩手県紫波町	平成二十九年八月一日